

# 消費税率改定に伴う使用料等の改定について

平成31年2月14日 議会全員協議会  
財務部財政課



## 1. 概要

- 平成31年10月に実施される消費税率の8%から10%への引き上げに伴い、維持管理費（光熱水費等）が値上げされるため、使用料等の改定を行うもの。
- 一部の使用料等については、5%から8%への増税時に増額を見送っていた分（5%相当分）を含めて改定を実施。

○主要な改正対象施設等（使用料、手数料）

引上率	施設名等	理由
2%相当	農業集落排水処理施設、下水道、汚水処理施設、し尿処理手数料	下水道使用料等について8%引上済
	行政財産使用料、道路占用料	使用料、占用料算定基準について規定済
	みちのく民俗村	8%引上済（利用料金制）
5%相当	日本現代詩歌文学館、体育施設、農村環境改善センター、多目的研修センター、憩いの森、工業技術交流施設、共同福祉施設、農村体験実習館、アカデミースポーツ施設、市民交流プラザ、生涯学習センター、農村交流センター、勤労者福祉施設、地区交流センター、貸研究工場棟、総合運動公園、産業支援センター、学校体育施設、駐車場（定期分のみ）	平成26年4月1日の消費税率8%への引上時には、10%までの引上を見据えて、引上を見送っていたもの
引上なし	さくらホール、駐車場（定期分以外）	条例上、10%相当に対応済のため
	家庭ごみ処理手数料	平成32年度の基本計画で改定を検討するため

## 2. 上程議案一覧

- ・ 北上市日本現代詩歌文学館条例等の一部を改正する条例（消費税増のみの改正を一つにまとめたもの 24条例）
  - ・ 北上市行政財産使用料条例の一部を改正する条例（※）
  - ・ 北上市立学校施設の開放条例の一部を改正する条例（※）
  - ・ 北上市産業支援センター条例の一部を改正する条例（※）
  - ・ 北上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（※）
- （※）消費税増に係る改定以外の要素も含めて、条例を改正予定

## 3. 歳入への影響

○H31収入見込額

一般会計分 約2,900千円の増

下水道事業会計分 約12,800千円の増（特定公共含み）

○市民影響額（下水道料金2%増で試算）

一月当たり下水道使用量が20m<sup>3</sup>の世帯の場合

改定前 基本料金1,710.72+超過料金1,641.6 = 3,352円/月

改定後 基本料金1,742.40+超過料金1,672.0 = 3,414円/月

※62円/月の増

## 4. 今後のスケジュール

平成31年2月28日 2月通常会議提案

平成31年4月～ 改正周知

平成31年10月1日 施行